

静岡県盛土等の規制に関する条例（案）の概要

■ 条例（案）の概要

（１）目的

盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

（２）用語の定義

- ・ この条例において「盛土等」とは、盛土、埋立てその他の土地への堆積をいいます。
- ・ この条例において「土砂等」とは、土砂（土砂に混入・付着した物を含む。）、改良土及び再生土をいいます。

（３）責務

・ 県の責務

県は、不適正な盛土等が行われることのないよう必要な施策の推進に努めることとします。

県は、市町が実施する盛土等に関する施策について、必要な技術的助言及び協力を行うものとします。

・ 盛土等を行う者の責務

盛土等を行う者は、周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有することとします。

・ 土砂等を発生させる者の責務

建設工事の発注者及び請負人は、土砂等の発生を抑制し、発生させた土砂の有効利用に努めるとともに、発生させた土砂等が不適正な盛土等に用いられることのないよう努める責務を有することとします。

改良土又は再生土の製造者は、その製造したものが不適正な盛土等に用いられることのないよう努める責務を有することとします。

・ 土地所有者の責務

土地所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われることのないよう適正な管理に努める責務を有することとします。

（４）土砂基準に適合しない盛土等の禁止

- ・ 盛土等に用いられる土砂等が満たすべき環境上の基準（土砂基準）を定め、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはいけないこととします。
- ・ 知事は、土砂基準に適合しない盛土等が行われているおそれがあると認めるとき又は行われたことを確認したときは、その盛土等を行っている者に対し、盛土等の停止又は必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとします。

(5) 盛土等の許可等

- ・ 盛土等を行おうとする区域の面積（一団の土地の区域内に複数の盛土等の区域があるときにあっては、これらの区域の合算の面積）が1,000 m²以上又は盛土等に用いられる土砂等の量が2,000 m³以上である場合は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととします。（なお、国や地方公共団体を実施する行為等は適用除外とする規定を設けます。）
- ・ 許可には、条件を付することができることとします。
- ・ 許可を受けて、盛土等を行うことができる期間は3年以内とします。

(6) 許可の申請の手続

- ・ 許可を受ける場合は、盛土等の目的、盛土等を行う区域の位置、搬入する土砂等の量、盛土等を行う期間、土砂等の搬入に関する計画、盛土等を行う期間における災害の防止及び生活環境の保全のための措置内容等を記載した申請書や図面等を提出することとします。

(7) 盛土等に係る土地所有者の同意及び周辺住民への周知

- ・ 許可を受ける場合（変更の許可を受ける場合を含む。）は、盛土等を行う土地の所有者の同意を得なければならないこととします。
- ・ 許可申請をしようとする者は、あらかじめ、周辺地域の住民に対し、申請内容について、説明会の開催等により必要な周知を行わなければならないこととします。

(8) 許可の基準

- ・ 許可申請をしようとする者（役員や使用人を含む。）が、この条例に違反して命令を受け必要な措置を完了していない場合（一定期間）、この条例の許可の取消し処分を受けた場合（一定期間）、一定の罪により罰金以上の刑に処せられた場合（一定期間）、暴力団員に該当する場合、盛土等を適正に行うに足りる資力を有していない場合などは許可をしません。
- ・ 土地所有者の同意を得ていること。
- ・ 管理責任者が明確に定められていること。
- ・ 盛土等が行われている間、区域外への土砂等の崩壊等による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
- ・ 盛土等の申請内容が規則で定める構造上の基準等に適合していること。
- ・ 盛土等を行う区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。
- ・ 盛土等を行う区域の地形等の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。

(9) 許可の内容の変更

- ・ 許可の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければならないこととします。

(10) 許可を受けた者の義務

許可を受けた者に対して、以下の義務を規定します。

- 土地所有者に変更があったことを知ったときは、変更後の所有者から同意を取得し、その旨を届出（同意を得られなかったときも、その旨を届出）
- 盛土等に着手したときは、その旨を届出
- 搬入する土砂等の発生元及び土砂基準に適合することの確認並びにその報告
- 土砂等の量などを記載した土砂等管理台帳の作成
- 搬入した土砂等の量の報告（定期的）
- 盛土等を行う区域外への排水の水質調査、報告（定期的・完了時）
- 盛土等が行われた区域の土壌調査、報告（定期的・完了時）
- 盛土等を行う区域における氏名等を記載した標識の掲示及び境界を明示するための境界標の設置
- 関係書類及び土砂等管理台帳の備置き及び閲覧並びに保存

(11) 完了、廃止、休止等の届出等

- 盛土等を完了、廃止、休止又は再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととします。
- 知事は、完了、廃止及び休止の届出があったときは、許可の内容に適合しているかの確認を行い、その結果を許可を受けた者に通知することとします。確認の結果、構造基準に適合していない等の通知を受けた場合は、許可を受けた者は、構造基準に適合させる等の必要な措置を講じなければならないこととします。

(12) 地位の承継

- 許可を受けた者の相続人その他の一般承継人及び許可を受けた者から当該許可に係る盛土等が行われる土地の所有権その他の盛土等を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、許可に基づく地位を承継することができることとします。
- 地位の承継を受けようとする者は、盛土等を行う土地の所有者の同意を得なければならないこととします。

(13) 命令

- 知事は、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、期限を定めて、必要な措置又は盛土等の停止を命ずることができることとします。
- 知事は、必要な許可を受けずに盛土等を行った者に対し、期限を定めて、必要な措置又は盛土等の停止を命ずることができることとします。
- 知事は、許可を受けた者が、完了、廃止、休止又は許可の取消し時に必要な措置を講じない場合は、期限を定めて、必要な措置を命ずることができることとします。
- 知事は、許可を受けた者に係る盛土等が、構造上の基準等に適合しない場合は、期限を定めて、必要な措置又は盛土等の停止を命ずることができることとします。

- ・ 知事は、盛土等を行う区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、許可を受けた者に対し、原因の調査その他生活環境の保全のために必要な措置を命ずることができることとします。

(14) 許可の取消し等

知事は、許可を受けた者（役員や使用人を含む。）が以下に該当するときは、許可の取消し又は盛土等の停止を命ずることができることとします。

- ・ 偽りその他不正の手段により許可（変更の許可及び地位の承継の承認を含む）を受けたとき。
- ・ 許可を受けた日から、正当な理由なく、1年を経過した日までに着手しない、又は着手した後1年以上引き続き盛土等を行わないとき。
- ・ 暴力団員であること等の欠格事由に該当するに至ったとき。
- ・ 変更許可を受けずに変更したときや許可条件に違反したとき。
- ・ 土地所有者の変更があった場合、変更後の土地所有者から同意を得られなかったとき。
- ・ 搬入する土砂等の発生元及び土砂基準に適合することの報告、土砂等管理台帳の作成、搬入した土砂等の量の報告、排水の水質調査及び報告、標識の掲示、境界標の設置をしないとき。
- ・ 命令に違反したとき。

(15) 盛土等に同意した土地所有者の義務、土地所有者への勧告及び命令

- ・ 盛土等に同意した土地所有者は、盛土等が行われている間、定期的に、盛土等の状況を確認しなければならないこととします。
- ・ 盛土等に同意した土地所有者は、明らかに不適正な盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、その旨を知事に報告しなければならないこととします。
- ・ 知事は、許可を受けた者が知事からの命令に従わず、土地所有者が上記の義務を怠った場合は、土地所有者に必要な措置を勧告することができることとします。
- ・ 知事は、土地所有者が勧告に従わない場合、土地所有者に措置を講じさせるのに相当の理由があるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとします。
- ・ 知事は、盛土等により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、知事から命令を受けた者が措置を講じないときは、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告し、さらに、勧告に従わず、土地所有者に措置を講じさせる相当の理由があるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができることとします。

(16) 土砂等搬入禁止区域の指定

- ・ 盛土等が継続されることにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合に、知事は、盛土等が行われる区域（面積が1,000㎡未満か

つ盛土等に用いられる土砂等の量が2,000 m³未満のものを除く。)及びその周辺の土地を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等搬入禁止区域に指定できることとします。

- ・ 知事は、土砂等搬入禁止区域を指定したときは、その旨を公示することとします。
- ・ 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の際に必要なときは、職員に他人の土地に立ち入らせ、測量等をさせることができることとします。
- ・ 土砂等搬入禁止区域には、何人も土砂等を搬入することを禁止します。

(17) 報告徴収・立入検査

- ・ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、土地所有者等に対して、報告を求めることができることとします。
- ・ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、土地所有者等の事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿その他の物件を検査させ、質問をさせることができることとします。

(18) 公表

- ・ 知事は、(13)又は(14)の命令をした場合、命令の内容等を公表できることとします。

(19) 罰則

以下について、罰則を規定します。

なお、罰則については、盛土等を行う者のほか法人にも罰金刑を科することとします。

(ア) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・ 土砂基準に適合しない盛土等が行われているおそれがあると認めるとき又は行われたことを確認したときの知事の命令に違反した者
- ・ 必要な許可(又は承認)を受けずに盛土等を行った者
- ・ 偽りその他不正の手段により許可(又は承認)を受けた者
- ・ 災害の防止上又は生活環境の保全上の知事の措置命令に違反した者

(イ) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・ 排水が水質基準に適合しないことを確認したときの知事の命令に違反した者

(ウ) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 知事の措置命令に違反した土地所有者
- ・ 土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

(エ) 50万円以下の罰金

- ・ 搬入する土砂等の発生元及び汚染のおそれがないことの報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ・ 土砂等管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者
- ・ 搬入した土砂等の量を報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- ・ 排水の水質調査又は土壌調査の結果を報告せず、又は虚偽の報告をした者
- ・ 許可に係る標識を掲げなかった者
- ・ 許可に係る境界標を設置しなかった者
- ・ 報告徴収に応じず、又は虚偽の報告をした者
- ・ 立入検査を拒み、妨げ又は忌避する等をした者

(オ) 30万円以下の罰金

- ・ 軽微変更の届出、土地所有者に変更があった場合の同意に関する届出、着手の届出、完了・廃止・休止等の届出等必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ・ 関係書類又は土砂等管理台帳を保存しなかった者

(20) 経過措置

- ・ この条例の施行の際、現に盛土等を行っている者については、この条例の施行の日から9か月は、この条例の許可を受けずに引き続き盛土等を行うことができることとします。ただし、盛土等を行うために法令の許可等が必要にもかかわらず、それを受けずに行っている者には前述の猶予期間はありません。
- ・ この条例の施行の際、法令の許可等を受けて盛土等を行っている者は、その許可等の期間内は、この条例の許可を受けずに引き続き盛土等を行うことができることとします。ただし、条例の施行の際に受けている許可等の内容の範囲内で行う場合に限り、土砂等の量の増加、期間の延長等許可の内容を変更する場合には、この条例の許可が必要となります。
- ・ 土砂基準に適合しない盛土等の禁止については、猶予期間はありません。

(21) 静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）の一部改正

- ・ 埋土又は盛土をする行為は「静岡県盛土等の規制に関する条例」の対象となることから、静岡県土採取等規制条例の対象から除くこととします。

■ 条例施行予定日 令和4年7月1日